

「中等学校ニ於ケル英語教授法調査委員報告」の分析

西原雅博*

An Analysis of *Report of the Mombusho Committee Appointed to Investigate the Methods of Teaching English in Secondary Schools*

NISHIHARA Masahiro*

The aim of this paper is to identify the characteristic features of *Report of the Mombusho Committee Appointed to Investigate the Methods of Teaching English in Secondary Schools*, with a view to clarifying the Meiji government's intention embedded in their reform efforts for English teaching in secondary schools during the final ten years of the Meiji Period.

Report had assumed two distinctive features in nature: Its primary focus on the 'mastery (習熟)' of the fundamentals - pronunciation and penmanship -, and its primary direction towards teaching English as 'skills'. Compulsory vocabulary as course arrangement, interrelating the English branches on the premise of teaching 'sound first and letters next', inductive grammar teaching, and the management of students, teachers, and classes have been found to feature *Report*, when compared with *the Middle School English Teaching Guideline* on which *Report* was based.

Thus, *Report* had manifested quite a departure powerfully towards skill-oriented teaching. Given the fact that the cautious attitude to the over-reliance on the Western New Methods, which was found to be largely a common reaction shared among the teachers at the English Teachers' Association, was not at all perceived in *Report*, this would suggest the Meiji government's determination to move forward in terms of a certain type of an interested English teaching method.

KEY WORD: *Report*, 'Sound first, letters next', Mastery (習熟), English as 'skills'

1. はじめに

本稿では、文部省がまとめた「中等学校ニ於ケル英語教授法調査委員報告」(以下、「報告」)に反映された英語教授法の特質を検討する。「報告」は、文部省内に設置された「英語教授法調査会」(以下、「調査会」)が作成した中等学校における英語教授改革構想案を原案にしている。「報告」の検討作業を通して、明治政府が志向した中等教育における英語教授法の特質を抽出することが目的である。

「報告」は文部法規ではない。けれども、「中学校教授要目」との連続性を持つものであると同時に、その明治44年改定版へとつながる明治期終盤の英語教授法改革構想と位置づけられるものである。

この目的のために、原案作成に向けて「調査会」で行われた議論の経過も検討していく。

「報告」が初めて正式に公にされたのは、明治42(1909)年1月20日付けの『官報』においてであったが、その全容は直後に複数の教育雑誌に転載されている¹。そのようなこともあり、「報告」は英語教育史研究者の間でもよく知られているが、現在でも英語教授法史における意義は十分に明らかにされているとは言えない。その中で、松村幹男による「報告」の検討では、「英語教授法の諸問題がかなり具体的、且つ詳細に吟味せられ、検討されていることがわかる。発音、音声重視の方針、「聴方、言方、読方、書方」の分類とその順次性が明示されていることなどは、その大きな特徴であると言うべきであろう」(松村1997:95)と「報告」の特徴をとらえつつ、当時の新聞紙上での反応をもとに、「調査報告の内容はその時代の実情と

* 一般教養科英語

e-mail: nisihara@nc-toyama.ac.jp

併せ考えるとき、先進的であり過ぎた観は免れない」（同上：112-113）と英語教授法史上の位置づけを総括しているが、「先進的であり過ぎた」とはどのような点においてなのか。本稿は、これを踏まえて、「報告」成立の経緯と背景も含めた検討を行う。

2. 「中等学校ニ於ケル英語教授法調査委員報告」の成立

「報告」の最終原案は、明治41（1908）年10月29日「調査会」から前文部大臣牧野伸顕の後任小松原英太郎へ答申されるが、それまでの間、34回もの会議を開いて討究したといわれている²。この章では、「報告」の最終原案が完成するまでの討究の経緯を明らかにしていく。主な資料は『教育時論』、『英語青年』であり、加えて『英語世界』、『中外英字新聞』に掲載された記事で情報を補完する。これらの資料がすべての経緯を伝えているわけではないが、原案完成にいたるまで継続された議論の展開を多く教えてくれている。

2.1 文部省内「英語教授法調査会」とその目的

「調査会」の設置は、当時文部大臣牧野伸顕（在位期間は明治39年3月27日から明治41年7月14日まで）によって7名の調査委員が任命された明治40（1907）年2月である。これらの委員とは、新渡戸稲造（委員長；第一高等学校長）、神田乃武（学習院教授）、岡倉由三郎（東京高等師範学校教授）、浅田栄次（外国語学校教授）、大島義脩（文部省視学官）、篠田錦策（東京高等師範学校教諭）、中西保人（東京府立第一中学校教諭）であり、英語教授の分野では「当代の最高レベルと目される人たちのチーム」（同上：95）であった。中学校教師は中西のみであり、大学、中等教員養成の総本山東京高師、文部省視学官を含めた布陣である。このうち、神田、岡倉、浅田、中西は帝国教育会英語教授法研究部に関わっていた³。また、大島は明治40年8月ごろから、成績不振と評されていた中学教育全般の学力の実態調査を開始している⁴。このような布陣の意味は、「調査会」の主

旨にいかん反映されているのか。

その「調査会」設置の主旨とは、「中学教育に於ける英語の知識の増進を計る目的にて教授法調査会を設け」（英語青年1907c：117）たとして、2月設立の当初より「中学校」における英語教授の改良が宣言されていた。明治40（1907）年6月1日発行のこの『英語青年』は、その時点で、「確実なる語学力を修得せしむるに如何なる方法を採用すべきや、時間の配当、教科書の選択、教師の選択等の問題につきて討議中なり」（同上：117）と伝えている。「確実なる語学力」修得を目的として、英語教授における「方法」の模索に止まらず、「時間配当」、「教科書」、「教師」までを含む具体的なレベルでの検討が目指されていたことを知ることができる。また、同時期に『英語世界』は、「同会の方針は中学校の英語教授を一層適切ならしむるので…引いては高等学校生徒の英語力の不足の原因に就て調査するのださうで、現今の制度にて何の辺迄教授上の進歩を計り得るかとか或は制度の上に於て何等不完全の点は無からうかと云ふ事も調査するそうだ」（長井1907：61）という記事を紹介しており⁵、「調査会」が中学校の改良を通して、高等学校の英語教授問題まで視野に入れていること、さらには、「現今の制度」、すなわち、「中学校教授要目」（文部省訓令第3号明治35年4月1月実施）の改定まで含んでいることを示唆し、「調査会」の活動が学制改革の中で遂行されつつあることを窺うことができる。事実、「中学校教授要目」中、「英語科」の作成に関わったのは、当時普通学務局長であり、今回も文部次官として文相牧野を支える沢柳政太郎を中心として、神田、新渡戸、岡倉、浅田、篠田であったといわれている⁶。彼らがすべて「調査会」に参加していることから、今回の調査は「中学校教授要目」を土台にして、その改定を辞さない覚悟であったことが推察されるのである。さらには、高等学校の外国語教授改良問題との関連からの布陣であったことも予想される。

2.2 「調査会」による最終原案の成立過程

本節では、「調査会」による最終原案の作成過程

を明らかにしていく。まず原案作成過程において報道された発言に注目し、その後原案完成までの討議の全体構造を整理して、「調査会」が英語教授改革として何を根本問題として設定しこれをどのような手順で解消しようとしたかを明らかにする。

(1) 初期発音教授

明治 40 (1907) 年 2 月設置後の「調査会」は、同年 5 月 14 日に文部省に集会して新渡戸を委員長に任命し、毎週水曜日に会合を持つことを決した。そして、第一回会合が 2 日後の 16 日にもたれ、いよいよ討議が内容的に本格化している⁷。

英語教授改革の具体にふれた初めての発言は、同年 6 月 13 日の「調査会」において見られる。そこでまず取り上げられたのは、中学校初期の発音教授問題であった。そこでは、教科書に入る前に発音練習を行うように指示している。すなわち、「中学校下級英語教授法につき協議をなしたが、同会にては、中学校生徒の発音の比較的正しからざるは、畢竟発音の出立点たる下級に於ける教授法大関係を有せるを認め、其矯正法としては英語読本に入るに先だち、特に発音の練習に力を用ゆるを可とすとの決議したり」（教育時論 1907d: 32）。「中学校教授要目」中の「英語科」では、「三発音ハ特ニ英語教授ノ初期ニ於テハ厳ニ之ヲ正シ…」（教授上ノ注意）として⁸、「英語教授ノ初期」という幅のある表現で発音教授の初期徹底に言及していた。これを、「英語読本に入るに先だ」って行うとしてさらに徹底した発音教授を実施しようとする姿勢が窺われる。

(2) 英習字教授の徹底

その 2 週間後、6 月 27 日の会合では英習字教授が議題に取り上げられている。「中学校の英習字に就き協議せしが、結局英語教師の書体の巧拙は、直ちに生徒に影響あるを以て今後の英語教師検定試験には、充分に書体を検して及第を決する様に採点せられたき旨を、申出づることに決定したりと云ふ」（教育時論 1907c: 34）。英習字教授改良の鍵として、教師自身の英習字の改善を文部省検

定試験を通して行おうという決議がなされている。

同年 8 月の会合後、委員の神田乃武は『英語青年』記者のインタビューに答えて、「一向にはかどらないのは事実」と協議の進捗状況について前置きして、「唯習字は文部省の英語教授細目に規定してあるよりも今少し余計に課せることとなるだらう、又最初に発音に重きを置く方針である」（英語青年 1907b: 239）として、「調査会」における英習字と発音の初期重視方針を確認する発言をしている。「文部省の英語教授細目」とは、先にふれた「中学校教授要目」中の「英語科」のことである。そこでの英習字に関する教授規定は、「二 第二学年以後ニ於テハ発音綴字習字ノ目ヲ挙ゲズト雖読方会話作文書取ニ附帯シテ便宜之ヲ練習セシムベシ」（教授上ノ注意）とされており⁹、英習字を時間を分けて教授するのは第一学年だけになっているが、「報告」では第二学年以降においても英習字を教授する方針であることを示唆している。神田は、さらに中学ではとにかく基本的な型の教授に集中するべきであるとする考えを個人的見解としても表明する。いわく、「中学では何も六つかしいことを教へるに及ばない fundamental drill をやるので充分である極めて初歩の土台となることを練習してそれが型の様になり癖になって自然に出てくる様にすればよいかく型をつけてもらてつて（ママ）高等の学校に入ると楽（ラク）になるこれが出来ない内から入学準備の為め難句などの研究に専心するから虻蜂取らずになって仕舞ふ」（同上 1907b: 239）。

以上の記事からは、「調査会」が学習初期における基礎力の徹底に高い関心を示していることが明らかである。それは、「発音」と「英習字」であり、いずれも英語の表現力、発信力に直結する基礎であり土台である。

(3) 「中学校教授要目」の追認

その後の経過に関する言及はしばらく散見されないが、このあと、12 月 5 日号の『教育時論』に「此程同会にては左記『教授上注意要項』を議したりといふ」（教育時論 1907a: 35）として全 10

項目からなる「教授上注意要項」が発表されている¹⁰。これは、「発音」、「綴字」、「習字」、「訳解」、「文法」等、英語の各分科に関する教授上の方針を指示する形で整理された英語教授全般にわたる一般的注意事項であったが、内容は「中学校教授要目」中、「英語科」の「教授上の注意」と全く同じものであった。「調査会」が発足してすでに約10ヶ月が経過しており、彼らは英語教授の基本方針を「中学校教授要目」の趣旨に置くことをあらためて確認したと同時に、「調査会」の進捗状況が芳しくないことを予感させる。

(4) 低学年教授法の確定作業

こうして、一般的な教授の方向性が明確にされると「調査会」における協議は具体的な側面の検討へと加速的に展開していく。すなわち、各学年における教育内容とそれにふさわしい教授法の決定がそれである。明治41(1908)年1月頃、『教育時論』は「更らに今回一年級の教授法に付き調査中なる由」(教育時論 1908h: 35)と報じる。翌2月には『英語青年』が「既に第一第二学年級を終りて更に第三学年級の教授法調査に着手しつつあ」(英語青年 1908c: 246)ることを報じている。

これらの低学年の教授法確定調査の背景には、「調査会」による次のような現状認識があった。「目下中学校に行はるゝ教授法は(一)一般に煩文難句を理論的に生徒に注入理解せしめんとし、生徒は語学に最も必要なる練習を欠くの弊あり、而して更に最も注意すべきは(二)良教員を得ることの困難なることなり」(教育時論 1908h: 35)。

(一)は、先の神田の見解に対応するものであろう。高等学校受験への対応として当時支配的だった難解な英文の詰め込み式の学習癖を改めさせ、「語学」として必要な「練習」こそが低学年に求められるべきとしている。そして、「語学」として必要な「練習」を授業で展開できる「良教師」の養成が必須の要件であるという論理である。

(5) 英語教授目的と教師配置問題

同年2月、並行して、「更に読解力の養成及び

実用的才能発展の両方面より学級の編成教師の任命特に外国人の雇用等に関する詳細なる調査を各方面に渉りて遂行する方針なりき」(英語青年 1908c: 246)という展望も報じられていた。教授の目的は「読解力の養成」と「実用的才能」の2種類と自覚され、その達成には「学級の編成」、外国人教師配置を含めた「教師の任命」が課題として登場している。

(6) 「必修語彙」案

明治41(1908)年4月には、神田による「必修語彙」の提案が表面化する。すなわち、「私は斯ういふ案を出さうと思つて居る、中学校卒業までに必ず知つて居らねばならぬ語幾千かを定め其れ丈の語は必ず入れてある教科書を編集したらよい、高等の諸学校の入学試験には必ず此規定以外の語のある問題は出さぬことにするとよい」(英語青年 1908b: 55)と。難解な英文の解釈を特徴とする高等諸学校の入試問題への批判と、中学校で学ぶべき「基礎」確定への意欲である¹¹。

(7) 中等教員養成制度改造

また、同年8月には、「調査会」は中等教員養成制度の改革に着手していたことが『英語青年』上で示唆されている。それは、文部省検定試験を免除されて中等教員になることができる(無試験検定教員免許状を取ることができる)帝国大学等の公私立卒業生にも1年から2年間の教育実習を義務づけて適格者のみに免許状を与える、将来的には無試験検定試験制度を徐々に廃止してすべての候補者に検定試験を義務づける¹²、というものであるが、特に英語教員については、中学校教諭から選抜して海外留学を命じる、というものも構想されていた¹³。

2.3 原案成立と「報告」の発表

以上の経緯が、資料から見出された最終原案作成過程で起った議論である。こうして、明治41年8月頃には「調査会」による最終原案がほぼまとめられたようであり、徐々に雑誌、新聞に掲載

されてくる¹⁴。最終的に文部大臣小松原に答申されたのは明治 41 (1908) 年 10 月 29 日であり、それとともに最終案の見出しが『教育時論』の明治 41 年 11 月 15 日号に掲載された (表 1)¹⁵。

表 1. 英語教授法調査会の「答申案」

- | |
|-------------------|
| 一. 緒言 |
| 二. 教授事項及其の配当の例 |
| 三. 教授上の注意 |
| 四. 生徒の自習に関する注意 |
| 五. 教員及編成に関する事項 |
| 六. 英語教授に関係し希望する事項 |

そして、「答申案」提出の約 2 ヶ月後、明治 42 (1909) 年 1 月 20 日付け『官報』の「学事」欄において「報告」が公表されるのである。その見出しは表 2 の通りである。

「答申案」と「報告」の詳細は、両者の間で変更されたところはない¹⁶。ただ、構成において「答申案」の第 6 項目「英語教授に関係し希望する事項」が「報告」では削除されている。先に述べた「調査会」による中等教員養成制度改革案は、この第 6 項目に入れられたと思われるが、この削除によって、「報告」を中等諸学校に対する英語教授の方向性を示す指標の形式に書き換えている。

表 2. 中等学校ニ於ケル英語教授法調査委員報告

- | |
|----------------|
| 一. 緒言 |
| 二. 教授事項及其ノ配当ノ例 |
| 三. 教授上ノ注意 |
| (一) 一般ノ注意 |
| (二) 発音、綴字 |
| (三) 聴方、言方 |
| (四) 読方 |
| (五) 習字 |
| (六) 書方 |
| (七) 文法 |
| 四. 生徒ノ自習ニ関スル注意 |
| 五. 教員及編成ニ関スル事項 |

以上の経緯を経て「報告」は成立した。その経緯の中で強調されていたものは、中学校初年級における英語の基礎をいかに教授するかであったと総括することができる。その基礎とは、発音であり英習字であり、また、「必修語彙」の修得であった。これらの初年級教授法をいかに改めるかが大きな焦点であったといえよう。発音教授については教科書を始める前に徹底させること、英習字については第二年級以降にも分科を設けるといった決議がなされていた。そして、「基礎」重視の改革は、難解な英文の詰め込み学習を中学生に強いていた高等学校入試問題を改めることと関連していた。その結果、そのような初年級の英語教授を遂行できる教員の養成方法の改革が並行して検討されていた。これらの点は、「報告」にいかに盛り込まれたのか。そういった点に注目して、次章では「報告」の分析に移ろう。

3. 「報告」の分析

「報告」はいかなる英語教授を志向するものだったのか。本章では、「報告」に反映された英語教授法の特質の検討を行うが、その際、「報告」の出発点となった「中学校教授要目」中、「英語科」との比較しながら考察を行う。そうすることで、「報告」の特質がより鮮明になるであろう。

3.1 「中学校教授要目」(明治 35 年)の性格

「報告」との比較検討に先立って、「中学校教授要目」中、「英語科」(以下、「英語科要目」)の基本的性格について整理しておこう。

「中学校教授要目」の最も基本的な性格は、文部省が中学校の各学科の教育指針を示した初めての教育法規であった点である。訓令ではあったが、地方中学校に対して「地方長官ハ宜ク各中学校長ヲシテ之ヲ斟酌シ適當ナル教授細目ヲ定メテ各学科教授ノ効果ヲ完カラシメンコトヲカムベシ」とし¹⁷、これに準拠した細目の作成を指示していた。こうして、文部省は「英語科要目」の志向する英語教授を教授現場へ浸透させようとしていた。そ

のような「英語科要目」はいかなる英語教授を志向していたのか。

そこで第二の性格として、それは「発音」や「読方」を始めとする音声英語の教授を強調していた点である¹⁸。従来の翻訳を核とした書き言葉としての英語教授は依然重要視されていたが、「英語科要目」を起点として、音声英語の強調が文部法規に初めて登場するのである¹⁹。当時のメディアは「…甚だ完全精密にして之を欧米諸国の中学教授要目に比するに毫も遜色なからむ。…其全体を一貫せる精神は何かと云ふに一言以て之を蔽ふべし。曰く応用是なり」（磯辺 1902: 38）という把握を示している。「応用」とは、文字情報の取得よりも音声による発信重視を指している。

第三の性格として、「中学校教授要目」が各学科の徹底した「習熟」を志向していた点である。「習熟」は当時の文部大臣菊池大麓の強い意向であり²⁰、それは中学校教育の注入主義教授批判を背景としていた。菊池における「注入主義」とは、中学生には程度の高すぎる教科書の使用（実質）、学期内に終了予定の内容を無理に終らせる（量）、講義を書き取らせることに終始する「書取的講義」（方法）という3つの弊害によって発生していると分析され、その結果教授の成果が表面的で断片的な知識の記憶に陥っていると批判されている²¹。

「英語科要目」は英語教授における「注入主義」を克服し、その「習熟」を志向していたのである。

以上、「中学校教授要目」の性格として、地方への影響力、音声重視、そして、「習熟」を取り上げた。一方、「報告」作成過程においては「基礎」重視路線、中でも発音・英習字・必修語彙の提唱、さらに、高校入試問題との関連、教師養成制度改革といった広範な課題について言及されていた。以下では、「報告」がどのように「英語科要目」を踏襲し、かつ、強化しているのかを具体的に検討していこう。

3.2 「教科書」から「語彙」へ

「英語科要目」は、教授事項と学年別配当例、及び、10項目からなる「教授上の注意」という2

部構成であり、表2で示した「報告」の構成と比較すると単純であった。比較検討の結果、いくつかの特徴的差違を見出すことができる。その第一が、課程の進度をどのように設定するかに関する点である。すなわち、それは「教科書」から「語彙」への転換である。例えば、「英語科要目」の第一学年の内容は「平易ナル文章 文部省会話読本、ナショナル読本、ロングマンズ読本、スウイントン読本等ノ第一巻又ハ第二巻ノ初ノ程度ニ依ルベシ」と示され、教科書が進度の指標となっているのに対して、「報告」では「緒言」で「三 程度ハ委員等ノ建議ニ基キ別ニ選定セラルヘキ単語表ニ依リ之ヲ定ムルコト、セリ同表選定ノ上就テ参照スヘシ」と明記され²²、例えば、第一学年では「別ニ選定セラルヘキ単語表中成ルヘク平易ニシテ且普通常用ノモノ凡五分ノ一ヲ授ケ之カ応用ヲ練習セシムヘシ」となっている。各中学校は、「調査会」が選定した単語表の中から、「平易ニシテ且普通常用」と判断する単語を自ら選ぶことが求められ、また、これらについて「応用」練習させることが指示されている。その一方で、教科書指定の指示は姿を消している。

この変化には、「報告」作成途上で神田乃武らが発言していた「必修語彙」導入案が反映されたものと思われるが、結果、これが課程の進度を示す指標として採用されているのである。読本内容の難易度という課程の進度指標が「平易ニシテ且普通常用」の単語とその数という指標へ変化したということは、一面では「注入主義」を克服して「基礎」の徹底という課題に対応したものといえよう。そして、他面では英語教授の性格を読本の内容学習という側面を捨象して一層純粋な語学として学ぶという性格へ、言い換えれば、一層実用志向的な方向へ変えるものということができよう。

3.3 分科の再編 — 「訳解」から4技能へ —

第二の特質は、英語の各分科の再編が顕著な点である。表3は、「英語科要目」と「報告」における分科の比較一覧である。

表3 分科の比較

「英語科要目」	「報告」
発音	発音
綴字	綴字
読方（音読の意）	聴方、言方
訳解	読方（解釈の意）
書取	習字
作文	書方
文法	文法
会話	
習字	

以下の変化に気づくことが出来る。まず、「英語科要目」の「訳解」が「報告」の「読方」に吸収され、分科としての独立した地位を失った点である。これは「三 従来慣用セル「訳解」ハ之ヲ教授上ノ一目ト認メス英語ノ意義ヲ了解セシムルノ方法トス」（「教授上ノ注意」（四）読方）とされたためであった。「訳解」、すなわち、日本語への翻訳という作業、もしくは、日本語を媒介した読解は、日本人が英文の内容理解に到達するための、そして、英語の構造を認識していくための代表的な「従来慣用セル」学習の型であった。しかし、「報告」では数ある方法のひとつという新しい「訳解」観が登場している。同様の再編は、「英語科要目」の「書取」と「作文」が英作文教授の一方法とみなされ、「報告」の「書方」へと統合されたところにも見られる。

また、解釈としての「読方」観は、一方で「英語科要目」の「読方」を喪失させている。従来、「六 読方ハ既ニ意義ヲ了解セル文章ニ就キテ反復練習セシメ又時々暗誦ヲ課シ発音、抑揚、緩急及止声ニ留意シ生徒ヲシテ誦読ニ依リテ文章ノ真意自ラ見ハルハ様ニ習熟セシムヘシ」（教授上ノ注意）とあり、内容は現在の音読といってもよく、西洋の *elocution* の移入の結果であろうと思われる。音読、すなわち、文字言語と密着した音声言語の練習が「報告」で姿を消し、代わって一層文字から離れた音声英語の練習の「会話」が、「報告」の「聴方、言方」へ変化し、かつ、「聴方」と「言

方」へ分離されて「読方」の前におかれている。この理由は「二 読方ハ特ニ聴方、言方ト密接ニ関係スヘキモノナレハ之ヲ授クルニ当リテハ必先ツ聴方、言方ノ練習ヲ為シ始メヨリ教科書ヲ開カシメサルヲ本則トス」（「教授上ノ注意」（四）読方）とされ、「読方」のための不可欠の要件として位置づけられたためである。

こうした分科の再編は、分科間に通底する新たな関係性が付与されたことによって生じていた。

「英語科要目」においては、学年別配当例の解説に先立って、「各学年ノ教授事項ハ之ヲ分割スルコトナク同一ノ教授時間ニ於テ相関係シテ之ヲ授クベシ」とあり、「報告」においても「六 習字ノ外ハ特ニ時間ヲ分タス同時ニ教授スルヲ本則トス」（「教授上の注意」（一）一般ノ注意）として、各分科の教授が孤立しないように注意を喚起している点は同じである。しかし、「報告」では「四 新ニ語句ヲ授クルニ当リテハ音ニ依ルヲ先トシ文字ニ依ルヲ後トスヘシ」（「教授上ノ注意」（一）一般ノ注意）という教授の段階、すなわち、「音から文字へ」の教授の原則が明言されているのである。

具体的にみると、「綴字」学習とその「発音」を出発点にしているのは「英語科要目」と重なるが、「報告」では、「発音」はそのまま「聴方、言方」という音声英語へと展開し、これらの音声英語は上述したように「読方」（解釈の意）の要件という役割を付与されてこれに連続する。最後に、「読方」の教材が「書方」の材料として役割を転じるのである。また、「習字」は「書方」を通して継続して教授されることになっている。松村（1997）で指摘されていた、教授における「聴方→言方→読方→書方」という順次性の登場である。こういった意味では、「英語科要目」における分科間の関係は明白ではない。事実、「教授上の注意」にある10項目はそれぞれの分科内での指示の形式で記されており、相互の関連性を意識したものとはなっていないのである。

各分科を「音ニ依ルヲ先トシ文字ニ依ルヲ後トス」る原則でつなぐことで、「報告」においては、「発音」や「聴方、言方」等の音声英語、日本語

をできるだけ介しない「読方」、そして、「書方」の習得という純粋な技能としての英語力の養成が追求されたのだといえよう。

3.4 帰納的文法教授

第三に、文法教授における変化を挙げねばならないだろう。文法の扱いについては、「英語科要目」、「報告」のいずれにおいても三学年以上で他の分科と時間を分けて扱ってよいという指示になっている。しかし、明確な差違は「英語科要目」では「九 文法ヲ授クルニハ生徒ヲシテ煩雑ナル規則ノ記憶ニ陥ラシメルコトナク応用自在ナラシメンコトヲ期スベシ」（教授上の注意）とされ、断片的な規則の記憶をさけて実際に使える知識として教えることが指示されている。けれども、各学年での指示は名詞、代名詞、形容詞・副詞の比較級など、具体的な教授内容が列挙されているのみで、教授の方法についての踏み込んだ指示はない。これに対して、「報告」では個々の教える内容は削除され、代わりに、いかに教えるのかについての明確な指示が登場している。すなわち、「文法」は「二… 必ス言方、読方、書方ト関係シテ既ニ授ケタル材料ニ基キ其中ニ存スル法則ヲ会得セシムルヲ主トスヘシ」（「教授上ノ注意」（七）文法）とされ、既知の材料から法則を帰納するという文法教授の大原則が示されているのである。

具体的には、第一及び二学年では「教授ノ際文法上ノ説明ヲ要スルトキハ隨時其ノ要点ヲ指示スヘシ」として、低学年ではまずは個々の文法規則に注目することが奨励されているが、第三及び四学年では、基本的には前学年の方法に依るとしつつも、さらに「… 既に授ケタル材料中総合シテ法則トナシ得ヘキモノハ隨時之ヲ纏メ授クヘシ此目的ノ為メニハ特ニ文法ノ教科用書ヲ参考セシムルコトヲ得」となり、個々の規則を「総合シテ法則」へと「纏メ授ク」こと、より大きな法則の発見へ導くことが目指されている。さらに第五学年になると、「… 主トシテ既ニ修メタル事項ニ就キ一般教授ト相関係シテ之ヲ練習セシムヘシ」となって、第四学年までの既習事項を「読方」や「書方」に

において演繹的に応用練習することが期待されている。こうした自覚的な帰納的思考の導入は、「報告」の「教授上ノ注意」中、「一般ノ注意」に「五 教授ノ方法ハ理論ニ偏スルコトナク実例ヲ比較総合シテ理会セシメ生徒ヲシテ正シキ語感（sprachgefühl）ヲ養ハシメンコトヲカムヘシ」という形で、文法に限定するのではなく、英語教授全般に対する基本的姿勢とみられていた²³。

3.5 生徒、教師、授業の管理強化

最後に、「四. 生徒ノ自習ニ関スル注意」と「五. 教員及編成ニ関スル事項」が「報告」において新たに付加されている点がある。前者では、「一 教場ニ於テ授ケラレタル事項ヲ復習スル習慣ハ勉メテ最初ノ時期ヨリ之ヲ養フヘシ」として、一貫して生徒側の自学自習の徹底が期待されている。具体的には、第二学年までは復習する習慣の重要性を、特に英習字に関して強調している。また、第三学年以上で初めて予習を奨励しているが、「三… 凡テ予習ヲ課スル場合ニハ生徒ノ自ラ了解シ得サル事項ハ予メ之ヲ教ヘ又ハ自ラ之ヲ調フル方法ヲ指示スルヲ要ス」として、生徒が誤った予習をしない手立てを教師に指示しつつ、正確な知識の確実な習得を期待している。したがって、「四 辞書ヲ用フルニハ単ニ原語ノ意味ヲ検索スルニ止マラス其ノ発音及文法上ノ変化並同語異義ニ注意スヘシ」として、予習に関連して辞書の積極的な使用を生徒に求めている。その他、英和辞書、英英辞書、和英辞書の長短所と使用目的、及び、教科書記入の禁止の明示等、生徒への自学自習の習慣を強く求める姿勢が顕著である。

一方、「教員及学級編成ニ関スル事項」では、教師側の組織的教授の徹底が企図されている。その第一の要点は、各分科間で重複のない効率的教授の実現である。そのために「一 学級ハ一人ノ教師ニテ担任スルヲ本則トス」とされ、英語教授の一クラス一人担当制を原則だとしている。第二に、教師間の統率が強調されている。「二 教師ハ互ニ連絡ヲ保チ教授上ノ統一ヲ図ルコトヲ要ス」とされ、そのためには「三 主任教師ヲ置キ教授上ノ

計画ヲ立テシメ他ノ教師ヲシテ其ノ方案ニ從ヒ教授セシムヘシ」として、主任教師を設置すること、及び、その主任教師は教師集団の長として一般教師を統率し教授計画の確実な遂行を実現するよう求められている。さらに、主任教師の職務として「四 主任教師ハ担任ノ余暇常ニ他ノ教授ヲ參觀シ又時々打合せ会ヲ開キテ批評、協議等ヲ為スヘシ」と期待され、校内での授業研究を通して目指される教授の実現が求められているのである。第三に、外国人教師の配置を拡大する方針が顕著である。従来、外国人教師は発音や会話の教授に限定されることが多かったが、「報告」では外国人教師の雇用は男女を問わないとし、「七 外国人教師ノ担任ハ発音会話等一方面ニ限ルヘカラス教授方案ヲ授ケテ各方面ノ教授ヲ為サシムルヲ可トス」とされた。これに関連して、「九 … 第一学年ヲ担任スルモノハ特ニ正確ナル発音ヲ為ス者タルヘシ」とされ、初期の発音教授の徹底とともにそれが外国人教師に限定しないことを示唆している。こうして、従来外国人教師は高学年に配置するのが適切とされてきたものが²⁴、「報告」では学年間、分科間で日本人教師と類似の担当を期待されるようになっていく。

4. まとめ

「中等学校ニ於ケル英語教授法調査委員報告」を、その土台となった文部法規「中学校教授要目」中、「英語科」との比較において検討した。「報告」が課程の進度指標として「教科書」ではなく「語彙」を採用していた点、英語の分科を再編して「聴方、言方」、「読方」、「書方」の4技能を「音から文字へ」の教授の原則によって内的に関連づけていた点、帰納的文法教授の導入、そして、これらの志向を生徒の自学自習と教師の組織的教授を通して徹底させるための指示、以上4点をその特質としてとらえてみた。

これらの変化は、次のような文部省の意欲を表現しているといえよう。第一に、英語の「基礎」確定とその「習熟」への意欲である。背景には、

中学生が不相応に高尚過ぎる教科書を使用したがる習慣や推理力・応用力・自信の不足、教師の「注入主義」教授、さらには、難解な英文の記憶を強要する高等諸学校入試問題といった課題が横たわっていた。そして第二に、「聴方」、「言方」、「読方」、「書方」として、英語を技能として教授しようとする文部省の意欲である。「報告」は、日本人の慣用であった「訳解」という外国語学習の型の位置づけを解体する一方で、音を第一と見る言語観や帰納的文法教授といった近代性を導入して、技能・語学としての英語教授法を再構築しようと試みたものといえよう。

こうしてみると、「報告」は音声教授を強調し、語学としての英語教授を目指していた「英語科要目」の志向を、内的に関連づけて体系化された教授の「方法」を構築することによって、教育実践において現実化しようとしたものと考えられる。このことは他方で、帝国教育会英語教授法研究部の議論で共有されていた西洋の「新教授法」過信を警戒する声²⁵や、伝統的日本の教師像である「教育者」から語学教授の「技術者」教師への変容を危惧する声²⁶が、「報告」においてはまるで無視されていた印象を与えているのである。

「英語科要目」からのこうした飛躍はどう理解されればいいのか。英語教授法研究部の成果との非連続性は何を意味するのか。ここにこそ文部省の英語教授法改革に込めた意図があるのではないか。この問いに答えるためには、「報告」が準備されつつあった明治40年から42年頃における明治政府の文教政策を検討する必要がある。その中で、中学校英語教授改革が何を志向するものとして浮上してくるのか。この解明が次の課題である。

注

¹ 「報告」は『官報』から以下の雑誌に転載された：英語教授, Report of the Mombusho Committee Appointed to Investigate the Methods of Teaching English in Secondary Schools, 2 (3), 43-47 (1909), 明治42年4月号；英語青年, 中等学校に於ける英語教授法調査報告[第一回], 20 (10), 244-245 (1909), 明治

42年2月15日号；英語青年，中等学校に於ける英語教授法調査報告[第二回]，20(11)，269-270(1909)，明治42年3月1日号；教育時論，英語教授法調査報告(上)，(858)，25-27(1909)，明治42年2月15日号；教育時論，英語教授法調査報告(下)，(859)，23-24(1909)，明治42年2月25日号)。なお、『英語教授』のものは英訳である。本稿の分析では，文部省，中等学校ニ於ケル文部省英語教授法調査委員報告，官報(明治42年1月20日付)，(7668)，355-357(1909)を使用した。

2 教育時論，英語教授調査答申要項，(849)，34(1908)，明治41年11月15日号参照。

3 帝国教育会内に設置された英語教授法研究部は，明治35年12月20日に第1回臨時部会を皮切りに，同40年12月7日の第13回部会まで継続した，全国から200~300人の部員を有する英語教授法研究のための全国組織であった。そのうち，最も参加者が多かった上述の第1回部会には65名の部員が参加しており，神田らの名前も見られる。帝國教育会編，臨時部会，教育公報，(267)，33(1903)，明治36年1月15日号参照。

4 教育時論，中学教育の成績調，(807)，36(1907)，明治40年9月15日号参照。

5 同様の内容が，教育時論，第一回英語教授調査会，(797)，38-39(1907)，明治40年6月5日号にも掲載されている。

6 語学教育研究所編，新教授法，英語教授法事典，東京；開拓社，200(1962)参照。

7 英語青年，英語教授法調査会，17(5)，117(1907)明治40年6月1日号参照。

8 文部省内教育史編纂会編，明治以降教育制度発達史，第四卷，東京；龍吟社，210(1938)参照。

9 同上資料，210頁参照。

10 「教授上注意事項」の全容は，教育時論，中学生の英語，(815)，35(1907)，明治40年12月5日号参照。「教授上注意事項」という名称は使われていないが、『英語青年』にも「読売誌の伝ふる処によれば目下審議中の注意事項は次の如しと云ふ」として10項目を掲載している。英語青年，文部省英語教授法調査会，18(5)，117(1907)，明治40年12月1日号参照。

11 神田の「必修語彙」案について永野武一郎も賛意を示していた。永野は自分も同じ考えを有していたと前置きして、「私は一年級にはこれ丈の語二年級にはそれ丈の語と各年に必ず学習せしむべき語数を定め其の語を入れた英文は英国で懸賞で募集したらよいと思ふ」と述べている。5年間全体ではなく各学年における必修語彙の確定案であり，その実際はイギリス人の意見を取り入れるという具体的な構想である。英語青年，片々録，19(2)，55(1908)，明治41年4月15日号参照。

12 「無資格検定教員免状」制度は，中等教員不足

の事態への対応として明治32(1899)年4月，東京高等師範学校，東京帝国大学といった官立学校に加え，早稲田，慶応，青山学院，国学院，東洋の各私立大学卒業生まで拡大された。桜井役，無試験検定規定，中学教育史稿，東京；受験研究社増進堂，370-371(1942)参照。

13 英語青年，片々録，19(10)，246(1908)，明治41年8月15日号参照。

14 「答申案」の詳細については，以下の資料に分散して掲載されている：教育時論，語学教授改善案，(842)，37(1908)，明治41年9月5日号；教育時論，英語科教授法調査完了，(848)，35-36(1908)，明治41年11月5日号；教育時論，英語自修注意，(849)，34(1908)，明治41年11月15日号；教育時論，同上発音綴字教授法，(849)，34(1908)，明治41年11月15日号。これらと「報告」を比較参照のこと。

15 教育時論，英語教授調査答申要項，(849)，34(1908)，明治41年11月15日号参照。

16 注番号14に掲げた資料を参照のこと。

17 文部省内教育史編纂会編，明治以降教育制度発達史，第四卷，東京；龍吟社，192(1938)参照。

18 例えば，伊藤は「明治35年の「教授要目」(学習指導要領の前身)では，訳解とともに正しい発音の指導が求められている。…」という把握である。伊藤嘉一，英語教育観の変遷と英語教育，現代の教育 第10巻 言語と認識の教育II，東京学芸大学編集委員会編，東京；雄山閣，22(1983)参照。

19 「英語科要目」を含めた「中学校教授要目」の作成準備の段階で「発音」の重視路線は議論されていたようである。まず，明治29年6月頃に「尋常中学校英語科の要領」が東京高等師範学校長加納治五郎を中心に官立諸学校教授らと作成された(帝國教育会編，尋常中学校英語科の要領，大日本教育会雑誌，(179)，3922-3926(1896)，明治29年7月1日号参照)。これを受けて，明治31年4月頃「尋常中学校英語科教授細目」が尋常中学校教科細目調査委員(委員長外山正一)によってまとめられ，同年6月各中学校へ配布されている。このときの英語科細目調査委員は矢田部良吉，神田乃武，小嶋憲之，長谷川方丈の4名であった(文部省高等学務局編，尋常中学校英語科教授細目，尋常中学校教科細目調査報告，(1898)を参照)。なお，米田俊彦によれば，後者が「中学校教授要目」の土台になっている(米田俊彦，一八九九年改正中学校令制定作業の進展，近代日本中学校制度の成立，東京；東京大学出版会，46(1992)参照)。

20 文部大臣菊池大麓の「注入主義」批判と「習熟」の強調は，以下の文献に見ることが出来る：帝國教育会編，教育上の一弊に就て，教育公報，(255)，14-18(1902)，明治35年1月15日号；同上，英語教授法に就て，教育公報，(280)，10-17(1904)，

明治37年2月15日号。

²¹ 注番号20中、帝國教育会編(1902)を参照。

²² 「委員等ノ建議ニ基キ別ニ選定セラルヘキ単語表」は残念ながら見出されなかった。

²³ 帰納的文法教授の奨励は「調査会」委員の岡倉由三郎の提案だと見てよいだろう。岡倉由三郎、中学校に於ける英語教授法、帝國教育会編、教育公報、(298), 17-23 (1905), 明治38年8月15日号、及び、同上、中学校に於ける英語教授法(前号の続き)、帝國教育会編、教育公報、(299), 25-33 (1905), 明治38年9月15日号を参照のこと。また、委員のひとりだった文部省視学官大島義脩が明治40年8月頃から中学生の学力実態調査を開始していることにはふれたが(注番号4参照)、その分析結果として、中学生の「推理力」、「応用力」、「自信の念」の3つが不足していると結論づけている。文法の帰納的教授の自覚的導入はこういった中学生の全般的傾向への対策でもあったのではないかと思われる。大島の報告の詳細については、教育時論、中学生の推理力欠乏、(822), 40 (1908), 明治41年2月15日号、及び、同上、中等教育の成績、(829), 36-37 (1908), 明治41年4月25日号を参照。

²⁴ 例えば、帝國教育会英語教授法研究部の第1回臨時部会(明治35年12月29日開催)では、「外国教師をして中学校初年級生を教授せしむるの可否」について討議が行われており、その議事録、特に荻村錦太の発言にこのことが読み取れる。帝國教育会編、外国教師をして中学初年級生を教授せしむるの可否、教育公報、(270), 29-30 (1903), 明治36年4月15日号参照。

²⁵ 西洋の「新教授法」の無批判な移入を警戒した発言としては、磯辺弥一郎、新式教授法一斑、帝國教育会編、教育公報、(268), 1-12 (1903), 明治36年2月15日号; 山口小太郎、独逸に於ける英語の授業、帝國教育会編、教育公報、(285), 16-24 (1904), 明治37年7月15日号; 平田喜一、滞英雑感、英語青年、18 (7), 164-166 (1908), 明治41年1月1日号を参照。

²⁶ 「新教授法」への過度の依存から来る英語教師像の転換を憂慮する発言は、脚注25の磯辺

(1903); 箕作佳吉、南校時代の英語教授、帝國教育会編、教育公報、(285), 24-28 (1904), 明治37年7月15日号; レナード、My Experience as an English Teacher in Japan, 磯辺弥一郎編、中外英字新聞、10 (11), 154-155 (1903), 明治36年6月15日号; 菊池大麓、英語教授法に就て、帝國教育会編、教育公報、(280), 10-17 (1904), 明治37年2月15日号に見られる。

参考文献一覧

磯辺弥一郎、新式教授法一斑、帝國教育会編、教育公報、(268), 1-12 (1903), 明治36年2月

15日号

磯辺弥一郎、文部省令第三号を読む、中外英字新聞、9 (3), 37-38 (1902), 明治35年2月15日号

伊藤嘉一、英語教育観の変遷と英語教育、現代の教育 第10巻 言語と認識の教育II、東京学芸大学編集委員会編、東京: 雄山閣、20-35 (1983) 英語教授、Report of the Mombusho Committee Appointed to Investigate the Methods of Teaching English in Secondary Schools, 2 (3), 43-47 (1909), 明治42年4月号

英語青年、中等学校に於ける英語教授法調査報告 [第二回]、20 (11), 269-270 (1909a), 明治42年3月1日号

英語青年、中等学校に於ける英語教授法調査報告 [第一回]、20 (10), 244-245 (1909b), 明治42年2月15日号

英語青年、片々録、19 (10), 246-247 (1908a), 明治41年8月15日号

英語青年、片々録、19 (2), 55 (1908b), 明治41年4月15日号

英語青年、英語教授法の調査、18 (10), 246 (1908c), 明治41年2月15日号

英語青年、文部省英語教授法調査会、18 (5), 117 (1907a), 明治40年12月1日号

英語青年、片々録、17 (10), 238-239 (1907b), 明治40年8月15日号

英語青年、英語教授法調査会、17 (5), 117 (1907c), 明治40年6月1日号

M. C. レナード、My Experience as an English Teacher in Japan, 磯辺弥一郎編、中外英字新聞、10 (11), 154-155 (1903), 明治36年6月15日号

岡倉由三郎、中学校に於ける英語教授法(前号の続き)、帝國教育会編、教育公報、(299), 25-33 (1905a), 明治38年9月15日号

岡倉由三郎、中学校に於ける英語教授法、帝國教育会編、教育公報、(298), 17-23 (1905b), 明治38年8月15日号

菊池大麓, 英語教授法に就て, 帝國教育会編, 教育公報, (280), 10-17 (1904), 明治 37 年 2 月 15 日号

菊池大麓, 教育上の一弊に就て, 帝國教育会編, 教育公報, (255), 14-18 (1902), 明治 35 年 1 月 15 日号

教育時論 英語教授法調査報告(下), (859), 23-24 (1909a), 明治 42 年 2 月 25 日号

教育時論 英語教授法調査報告(上), (858), 25-27 (1909b), 明治 42 年 2 月 15 日号

教育時論, 英語教授調査答申要項, (849), 34 (1908a), 明治 41 年 11 月 15 日号

教育時論, 英語自修注意, (849), 34 (1908b), 明治 41 年 11 月 15 日号

教育時論, 同上発音綴字教授法, (849), 34 (1908c), 明治 41 年 11 月 15 日号

教育時論, 英語科教授法調査完了, (848), 35-36 (1908d), 明治 41 年 11 月 5 日号

教育時論, 語学教授改善案, (842), 37 (1908e), 明治 41 年 9 月 5 日号

教育時論, 中等教育の成績, (829), 36-37 (1908f), 明治 41 年 4 月 25 日号

教育時論, 中学生の推理力欠乏, (822), 40 (1908g), 明治 41 年 2 月 15 日号

教育時論, 中学英語調査, (819), 35 (1908h), 明治 41 年 1 月 15 日号

教育時論, 中学生の英語, (815), 35 (1907a), 明治 40 年 12 月 5 日号

教育時論, 中学教育の成績調, (807), 36 (1907b), 明治 40 年 9 月 15 日号

教育時論 英語教授法調査会, (800), 34 (1907c), 明治 40 年 7 月 5 日号

教育時論, 国語英語調査会, (799), 32 (1907d), 明治 40 年 6 月 25 日号

教育時論, 第一回英語教授調査会, (797), 38-39 (1907e), 明治 40 年 6 月 5 日号

語学教育研究所編, 新教授法, 英語教授法事典, 東京: 開拓社, 193-216 (1962)

桜井役, 無試験検定規定, 中学教育史稿, 東京:

受験研究社増進堂, 370-371 (1942)

帝國教育会編, 外国教師をして中学校初年級生を教授せしむるの可否, 教育公報, (270), 28-34 (1903), 明治 36 年 4 月 15 日号

帝國教育会編, 臨時部会, 教育公報, (267), 33 (1903), 明治 36 年 1 月 15 日号

帝國教育会編, 尋常中学校英語科の要領, 大日本教育会雑誌, (179), 3922-3926 (1896), 明治 29 年 7 月 1 日号

長井氏晷編, 英語教授調査会, 英語世界, 1 (3), 61-62 (1907), 明治 40 年 6 月 5 日号

平田喜一, 滞英雑感, 英語青年, 18 (7), 164-166 (1908), 明治 41 年 1 月 1 日号

松村幹男, 英語教授法調査委員報告, 明治期英語教育研究, 東京: 辞游社, 95-113 (1997)

箕作佳吉, 南校時代の英語教授, 帝國教育会編, 教育公報, (285), 24-28 (1904), 明治 37 年 7 月 15 日号

文部省高等学務局編, 尋常中学校英語科教授細目, 尋常中学校教科細目調査報告, 明治 31 年 6 月 (1898)

文部省内教育史編纂会編, 明治以降教育制度発達史, 第四卷, 東京: 龍吟社, (1938)

文部省編, 中等学校ニ於ケル文部省英語教授法調査委員報告, 官報, (7668), 355-357 (1909), 明治 42 年 1 月 20 日付

山口小太郎, 独逸に於ける英語の授業, 帝國教育会編, 教育公報, (285), 16-24 (1904), 明治 37 年 7 月 15 日号

米田俊彦, 一八九九年改正中学校令制定作業の進展, 近代日本中学校制度の成立, 東京: 東京大学出版会, 45-47 (1992)